

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、姿勢保持装置、<u>車椅子、電動車椅子、</u>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、<u>車載用姿勢保持装置、</u>起立保持具、歩行器、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 購入基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 義肢—骨格構造義肢 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、<u>車椅子、電動車椅子、</u><u>座位保持椅子、</u>起立保持具、歩行器、<u>頭部保持具、</u>排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 購入基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 義肢—骨格構造義肢 (略)</p> <p>備考</p> <p><u>1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。</u></p> <p><u>2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

(5) 姿勢保持装置

ア～オ (略)

カ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
(略)	(略)

(注)

構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、構造フレームの耐用年数を6年とすること。

(6) 車椅子

ア～ウ (略)

エ 加算要素価格

(ア) (略)

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)

- (略)
- 各構造部品(片側1単位のものを除く。)はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッション(カバー付き)	(略)	(略)	価格は、オーダーメイドのものに限ること。 レディメイドの場合は、オーダーメイドの上限価格の範囲内でカタログ等に記載の額と

(5) 姿勢保持装置

ア～オ (略)

カ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
(略)	(略)

(注)

構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。

(6) 車椅子

ア～ウ (略)

エ 加算要素価格

(ア) (略)

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)

- (略)
- 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッション(カバー付き)	(略)	(略)	姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は算定することができないこと。

			すること。 (略)
座板		(略)	クッション一体型 (クッション(カバー 付き)を除く。)の場 合は、3,000円増しとす ること。
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (削る) カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な 場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができ ること。			

(7) 電動車椅子
(略)

名 称	定 義	備 考
(略)	(略)	
簡易形	車椅子に電動駆動装置及び制御装置(着 脱可能なものを含む。)を取り付けた簡便 な電動車椅子で、使用者が操作して使用す る以下のものとする。 (略)	アシスト 式に加 え、切替 式の機能 を有する ハイブ リッド式 の場合 は、アシ スト式と して算定 する。

			(略)
座板		(略)	クッション一体型の場 合は、3,000円増しと し、クッション(カ バー付き)と併用加算 できないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1 <u>クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用 する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えること ができること。</u> 2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要 な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることがで きること。			

(7) 電動車椅子
(略)

名 称	定 義	備 考
(略)	(略)	
簡易形	車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取 り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操 作して使用する以下のものとする。 (略)	(新設)

ア・イ (略)
ウ 本体価格

名称	区分	上限価格 円	備考
標準形	(略)	(略)	駆動モータ、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。 (略)
簡易形	(略)	(略)	(略) 駆動モータ、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。

エ 加算要素価格

(ア) (略)

(イ) 構造部品加算

本体部位	名称	上限価格 円	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)

1 (略)

2 各構造部品（片側1単位のものを除く。）はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) (略)

オ (略)

(8) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備考

ア・イ (略)
ウ 本体価格

名称	区分	上限価格 円	備考
標準形	(略)	(略)	駆動モーター、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。 (略)
簡易形	(略)	(略)	(略) 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。

エ 加算要素価格

(ア) (略)

(イ) 構造部品加算

本体部位	名称	上限価格 円	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)

1 (略)

2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) (略)

オ (略)

(8) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備考

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
眼鏡	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	弱視用	対象物の眼への入射角を拡大（又は縮小）して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式	(略)	A 38,200 B 18,600 (削る) (削る)	(略)	掛けめがね式で高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。
補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① JIS C 5512-2000による90デシベル最大出力音	(略)	(略)	(略)	(略)
	高度難聴用耳かけ型	圧のピーク値の表示値が	(略)	(略)	(略)	骨導式眼鏡型で平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、ま

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
眼鏡	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	弱視用	対象物の眼への入射角を拡大（又は縮小）して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式	(略)	(新設) (新設) A 38,200 B 18,600	(略)	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。
補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① JIS C 5512-2000による。	(略)	(略)	(略)	(略)
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表	(略)	(略)	(略)	平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レ

<p>140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p> <p>② JIS C 5512-2015による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。</p>		<p>た、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>耳かけ型で補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算すること。オーディオチューを必要とする場合は、5,250円の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>(略)</p>		<p>示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p> <p>② JIS C 5512-2015による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけ</p>		<p>レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>(略)</p>
---	--	---	--	--	--	---

						ドであるかを問わないこと。
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
歩行器	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019に定める構造を有するもの。					
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(削る)		(削る)		(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

2 借受け基準

- (1) (略)
- (2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	備考
----	----	----	-----	-----------	----

(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
歩行器	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。					
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
頭部保持具		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの		7,550	3	児童に限る。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。

2 借受け基準

- (1) (略)
- (2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	備考
----	----	----	-----	-----------	----

車載用姿勢保持装置	機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置		2,900	(削る) 姿勢保持のための上肢支えを取り付ける場合は、250円増しとすること。 (略) 頭部を保持する必要がある場合は、400円増しとすること。
	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019に定める構造を有するもの。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

(略)

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

(略)

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもつ

座位保持椅子	機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。	1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、250円増しとすること。 (略) 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、1,800円増しとすること。	
	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

(略)

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

(略)

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をも

て修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(略)

(2)~(5) (略)

(6) 車椅子

名称	種 類	上限価格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)
フット・ レッグサ ポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	(略)
	フット・レッグサポートパッド交換 (片側)	5,500	
	フット・レッグサポート交換 (挙上式、片側)	8,550	
	フット・レッグサポート交換 (着脱式、片側)	6,250	
	フット・レッグサポート交換 (開閉着脱式、片側)	7,350	
	フット・レッグサポート交換 (挙上・開閉着脱式、片側)	11,100	
(略)	(略)	(略)	(略)

って修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、節電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(略)

(2)~(5) (略)

(6) 車椅子

名称	種 類	上限価格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)
フット・ レッグサ ポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	(略)
	フット・レッグサポートパッド交換 (片側)	5,500	
	着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	6,250	
	挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	8,550	
	開閉挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	11,100	
	開閉着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	7,350	
(略)	(略)	(略)	(略)

アームサポート (片側)	アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の
	アームサポート交換 (跳ね上げ式)	6,750	構造を有す
	アームサポート交換 (着脱式)	6,550	る場合は
	肘当て交換	5,000	3,600円、
			角度調整の
			構造を有す
			る場合は
			7,650円、
			アームサ
			ポート幅
			広、アーム
			サポート延
			長の各構
			造を有す
			る場合は
			それぞれ
			3,900円
			増しとし、
			片側を1単
			位とするこ
			と。
			アームサ
			ポート交換
			(固定式)
			の場合は肘
			当て交換を
			算定できな
			いこと。
(略)	(略)	(略)	(略)

アームサポート (片側)	アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の
	アームサポート交換 (跳ね上げ式)	6,750	構造を有す
	アームサポート交換 (着脱式)	6,550	る場合は
	(新設)	3,600円、	
			角度調整の
			構造を有す
			る場合は
			7,650円、
			アームサ
			ポート幅
			広、アーム
			サポート延
			長の各構
			造を有す
			る場合は
			それぞれ
			3,900円
			増しとし、
			片側を1単
			位とするこ
			と。
			アームサ
			ポート交換
			のうち、肘
			当て部分の
			みを交換す
			る場合は固
			定式の価格
			をもって修
			理価格とす
			ること。
(略)	(略)	(略)	(略)

付属品	(略)	(略)	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換（オーダーメイドに限る。）の場合は、1,350円を加算することができること。 クッション、背クッション及びヘッドサポートのカバーのみを交換する場合は、1の(5)のエの(エ)に掲げる支持部カバーの上限価格をもって修理価格とすること。
	(略)	(略)	(略)

付属品	(略)	(略)	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換（オーダーメイドに限る。）の場合は、1,350円を加算することができること。 (新設)
	(略)	(略)	(略)

(注)

- 1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート、アームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
- 2 使用中の車椅子に電動車椅子簡易形の機能を付加する場合は、1の(7)のウに定める価格の範囲内の額をもって修理価格とすること。

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格 円	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	(略)
	フット・レッグサポートパッド交換(片側)	5,500	
	<u>フット・レッグサポート交換(挙上式、片側)</u>	8,550	
	<u>フット・レッグサポート交換(着脱式、片側)</u>	6,250	
	<u>フット・レッグサポート交換(開閉着脱式、片側)</u>	7,350	
	<u>フット・レッグサポート交換(挙上・開閉着脱式、片側)</u>	11,100	
	フット・レッグサポートフレーム交換(片側)	5,700	
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)

- 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
(新設)

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格 円	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	(略)
	フット・レッグサポートパッド交換(片側)	5,500	
	<u>着脱式フット・レッグサポート交換(片側)</u>	6,250	
	<u>挙上式フット・レッグサポート交換(片側)</u>	8,550	
	<u>開閉挙上式フット・レッグサポート交換(片側)</u>	11,100	
	<u>開閉着脱式フット・レッグサポート交換(片側)</u>	7,350	
	フット・レッグサポートフレーム交換(片側)	5,700	
(略)	(略)	(略)	(略)

アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の	アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の		
	アームサポート交換 (跳ね上げ式)	6,750		構造を有す	アームサポート交換 (跳ね上げ式)	6,750	構造を有す
	アームサポート交換 (着脱式)	6,550		る場合は	アームサポート交換 (着脱式)	6,550	る場合は
	肘当て交換	5,000		3,600 円、	(新設)	3,600 円、	(新設)
		角度調整の			角度調整の		
		構造を有す			構造を有す		
		る場合は			る場合は		
		7,650 円、			7,650 円、		
		アームサ			アームサ		
		ポート幅			ポート幅		
		広、アーム			広、アーム		
		サポート延			サポート延		
		長の各構造			長の各構造		
		を有する場			を有する場		
		合はそれぞ			合はそれぞ		
		れ 3,900 円			れ 3,900 円		
		増しとし、			増しとし、		
		片側を 1 単			片側を 1 単		
		位とすること。			位とすること。		
		アームサ			アームサ		
		ポート交換			ポート交換		
		(固定式)			のうち、肘		
		の場合は肘			当て部分の		
		当て交換を			みを交換す		
		算定できな			る場合は固		
		いこと。			定式の価格		
					をもって修		
					理価格とす		
					ること。		

ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	価格は、1 個当たりの ものである こと。
(略)	(略)	(略)	(略)
付属品	付属品交換	(略)	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換（オーダーメイドに限る。）の場 合は、 1,350円を 加算するこ とができる こと。 クッション、背ク ッション及び ヘッドサ ポートのカ バーのみを 交換する場 合は、1の (5)のエの (エ)に掲げ る支持部カ バーの上限 価格をもつ

ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
付属品	付属品交換	(略)	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換（オーダーメイドに限る。）の場 合は、 1,350円を 加算するこ とができる こと。 (新設)

			て修理価格 とするこ と。
(注) (略)			
イ 簡易形			
名称	種 類	上限価格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)
ブ レ ー キ	電動又は電磁ブレーキ交換 介助用ブレーキ交換	18,500 17,400	価格は、1 個当たりの ものである こと。
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			
(8) (略)			

(注) (略)			
イ 簡易形			
名称	種 類	上限価格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)
ブ レ ー キ	電動又は電磁ブレーキ交換 介助用ブレーキ交換	13,300 17,400	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			
(8) (略)			